

改正	平成22年12月6日	改正	平成23年12月20日	改正
	平成25年3月1日	改正	平成26年2月4日	改正
	平成28年11月29日	改正	平成29年8月1日	改正
	平成29年12月14日	改正	令和3年3月4日	改正
	令和4年1月25日	改正		

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づき、成城大学（以下「本学」という。）の教育及び研究の活性化を図るために、任期を定めて任用する特別任用教員（以下「特任教員」という。）について、必要な事項を定める。

(資格要件等)

第2条 特任教員は、担当分野における、優れた知識及び経験を有する者、又は特殊な技能に秀でている者で、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 学校法人成城学園就業規則（以下「就業規則」という。）第13条第2号から第4号までの規定により退職した者及び第4条第3項の規定に基づき特任教員を辞した者は、特任教員となる資格を有しない。ただし、教職課程における科目担当者については、この限りではない。

(担当科目等)

第3条 特任教員の担当科目等に関する事項は、別表1に定めるとおりとする。

(任期等)

第4条 特任教員の任期は、原則として3年とし、本学が必要とする場合、3回を限度として再任できるものとする。ただし、この規定は、特任教員を任期の定めのない本学専任教員の選考対象に加えることを妨げるものではない。

2 学校法人成城学園（以下「本学園」という。）は、前項に基づく任用及び再任を行う場合、当該任用される者との間で、別表2の様式による同意を得た上で雇用契約を締結する。

3 就任後1年以上経過した特任教員は、理事長に申し出ることによって、雇用契約を解除し退職することができる。

4 特任教員は、本学園就業規則第15条の規定にかかわらず、満65歳を超えた者でも任用できるものとする。ただし、任期中に満70歳に到達する場合の任用期間は、満70歳に到達する年度の3月末日までとする。

5 第1項の規定にかかわらず、学園との間で有期労働契約を締結した期間を有する場合、任期は当初の採用日から起算し全ての有期労働契約期間を通算して10年を超えないものとする。ただし、締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と次の有期労働契約の契約期間の初日との間に、これらの契約期間のいずれにも含まれない期間（以下「空白期間」という。）が6月以上あるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は通算しない。

6 前項の規定は、平成25年4月1日以降に締結された有期労働契約を対象とする。

(処遇)

第5条 特任教員の職位は、「成城大学教員任用規則」に準じて定める。また、任期中の業績等により昇任を認めることができる。

2 本学園就業規則は、この規程及び別に定める細則等に定めのある場合を除き、特任教員に適用する。

3 特任教員の給与は、別に定める「成城大学特別任用教員給与規程」による。

4 特任教員には、退職手当は支給しない。

(規程の公表)

第6条 この規程を定め、又は改廃したときは、公表するものとする。

(細則の定め)

第7条 特任教員に係る採用手続、担当授業基準コマ数及び委員会業務等の具体的事項等については、別に定める「成城大学特別任用教員運用細則」による。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事長の承認を得なければならない。

(所管)

第9条 この規程に基づく特任教員との雇用契約及びその他人事に関する業務は、法人事務局総務部人事課が所管する。

附 則

1 この規程は、この規程が制定された日以降に採用された特任教員から適用する。

2 この規程は、制定の日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

担当科目	職名	任期	再任の可否
教職課程科目	教授・准教授・専任講師・助教	3年	3回に限り可
キャリアデザイン科目	教授・准教授・専任講師・助教	3年	3回に限り可
国際交流科目	教授・准教授・専任講師・助教	3年	3回に限り可
データサイエンス科目	教授・准教授・専任講師・助教	3年	3回に限り可

別表2

(第4条関係)